

原子力防護専門部会の設置について

平成18年12月19日
原子力委員会決定

1. 趣旨

放射性物質や核物質の防護については、原子力政策大綱において、核物質防護条約等国際的な動向を踏まえて的確な対応に努めるとともに、その制度の在り方について引き続き改良・改善を図っていくこととしている。また、原子力委員会政策評価部会においても、これらの取組は国際標準を満たしていることが重要であり、引き続き、国は国際動向を把握し、それを踏まえて適宜に適切な制度整備を行うことを怠らないこととしている。

今般、本委員会は、原子力安全・保安院等関係行政機関が国際動向を踏まえて行っているこれらに関する検討の状況について聴取した結果、核物質等やそれらの関連施設のそれぞれの特性を踏まえた合理的、効果的な防護の在り方に関する基本的な考え方等について調査審議を行うことが適切と判断した。そこで、この調査審議を行う目的で原子力防護専門部会を設置する。

2. 構成員

別紙のとおりとする。

3. 検討内容

- (1) 核物質等やそれらの関連施設に関して、それぞれの特性を踏まえた合理的、効果的な防護の在り方に関する基本的考え方について調査し、審議する。
- (2) 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）やそれらの関連施設の特性を踏まえた合理的、効果的な防護に関する基本的考え方について調査し、審議する。
- (3) その他、原子力委員会が指示する事項について調査し、審議する。

なお、核物質等の防護の在り方に係る近年の国際動向を調査・整理するとともに、核物質等に関する規制制度、状況分析能力、緊急時対応能力等の防護体制の構成要素の整備に関する関係行政機関の取組状況を確認し、整理することを踏まえ、これらの調査・審議を実施する。

4. スケジュール

今年度末頃を目途に、調査審議の結果を報告書に取りまとめ、原子力委員会に報告する。

5. その他

- (1) 専門部会は、非公開で審議することが社会通念上妥当と判断される事項の審議は非公開で行うものとする。
- (2) 専門部会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。

以上

另印氏

原子力防護専門部会構成員

- * 青山 繁晴 (株) 独立総合研究所代表取締役社長兼首席研究員
- * 川上 泰 (財) 原子力安全研究協会研究参与
- * 衣笠 達也 (財) 原子力安全研究協会放射線災害医療研究所副所長
- * 高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授
- 東嶋 和子 ジャーナリスト
- * 内藤 香 (財) 核物質管理センター専務理事
- * 山本 英明 (独) 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所放射線管理部放射線管理第1課課長

計 7名

(注) *印が現在専門委員への委嘱手続き中。

(参考1) 原子力政策大綱における核物質防護に係る記述

2-1-2. 核物質防護対策

放射性物質や核物質の防護については、米国同時多発テロ等を契機として国際的にこれを強化する動きが高まった。これに対応して原子炉等規制法が改正され、設計基礎脅威の策定や核物質防護検査制度の導入、核物質防護に係る秘密保持義務規定の創設等の規制強化が行われた。また、2005年7月、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の強化のため、核物質防護条約の改正がIAEAで採択され、今後我が国でも、その締結に向けて必要な検討を行っていく必要がある。これに基づいて、国や事業者等は的確な対応に努めるとともに、その制度のあり方について引き続き改良・改善を図っていくことが重要である。

有事対策について、関係法令が整備されたことを踏まえ、国や事業者等が適切な対応をとるとともに、その実効性を確保する観点から地方公共団体と積極的に共同していくことが重要である。

(参考2) 「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」(平成18年8月17日、原子力委員会政策評価部会)に係る記述

第4章 結論

(7)核物質防護対策

国及び事業者等は、原子力政策大綱に示された基本的考え方を踏まえて、核物質防護対策に関する取組の整備・充実を図ってきていると判断します。

これらの取組は国際標準を満たしていることが重要ですから、引き続き、国は国際動向を把握し、それを踏まえて適宜に適切な制度整備を行うことを怠らないこと、また、現場における取組が万一の事態において確実に機能を果たすことが重要ですから、定期的な訓練等を通じてそのことを確認し、さらにはその結果の評価等を踏まえてシステム信頼性の維持・向上を図っていくことを期待します。